

新型コロナウイルス感染症に関する出席停止の基準

令和2年（2020年）8月19日

熊本県立宇土中学校・宇土高等学校

	基準	出停期間
①	生徒の感染が判明した場合	治癒するまで
②	生徒が感染者の濃厚接触者に特定された場合	感染者と最後に濃厚接触をした日の翌日から起算して2週間
③	生徒がPCR検査を受けることが決定した場合 (上記②の濃厚接触者に特定された者を除く)	陰性と判明するまでの期間
④	生徒に発熱等の風邪症状や息苦しさ、倦怠感、味覚・嗅覚障がい等の症状がみられる場合	症状がみられなくなるまで
⑤	生徒が海外から帰国し、政府から自宅待機を要請された場合	政府から要請された期間
⑥	その他、校長が出席停止を必要と認める場合 ※	校長が必要と認める期間
⑦	熊本県リスクレベルのレベル4に該当する際、同居の家族に発熱等の風邪症状がみられる場合	同居の家族に症状がみられなくなるまで

※ 「その他」とは、次の状況等を示します。詳しくは学校に御相談下さい。

- ・ 地域で感染経路のわからない患者が急激に増えるなどの理由で、感染に対する強い不安から学校に登校できない場合
- ・ 同居する家族に感染の疑いがあり、他人に感染させる恐れに対する不安等の理由で、学校に登校できない場合
- ・ 医療的ケアを必要とする生徒や基礎疾患等がある生徒で、感染リスクを避けるため主治医から登校を控えるよう指示があった場合